

(様式 17)

薬学教育評価

評価報告書

申請大学名 岐阜薬科大学薬学部

(評価実施年度) 平成 26 年度

(作成日) 平成 27 年 3 月 3 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

I. 総合判定の結果

岐阜薬科大学薬学部薬学科（6年制薬学教育プログラム）は、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定する。

認定の期間は、2022（平成34年）年3月31日までとする。

II. 総評

岐阜薬科大学薬学部は「薬と健康についての高度な研究に支えられた教育により、有為な薬学の専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献する」ことを教育理念とし、「薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、高度な知識・技能並びに豊かな人間性と高い倫理観を身につけた優れた薬剤師および臨床薬学研究者を育成すること」を薬学科の教育研究上の目的として、学則第4条に掲げている。この目標に従って、6年制薬学教育の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を制定している。これらは、ホームページおよび学生便覧に掲載し、公表されている。

カリキュラム・ポリシーは1年次から6年次まで、学年ごとにまとめられている他、科目間の関係性や時系列もわかりやすく表現されている。国家試験準備教育に関しては、6年次後期に必修科目として「総合薬学演習（3単位）」が設定されているのみである。

「ヒューマニズム・医療人教育」に関しては、1～6年次にわたり、各学年に関係科目が配置されている。教養科目に関しては、コンソーシアムにより選択の幅が広く用意されている。生涯学習について、各種リカレント講座を開講し、学生も参加している。

薬学教育モデル・コアカリキュラムの一般目標（GIO）、到達目標（SBOs）に関して、モデル・コアカリキュラムのSBOsは、各科目に割り振られている。また、大学独自のSBOsがモデル・コアカリキュラムのSBOsと共に、各科目に配置されている。

実務実習に関しては、事前学習などでDVDを用いるなどの工夫がなされ、実習中は教養科目担当教員を除く全教員が施設を訪問し、学生・指導者・教員間で、進捗および生活状況を確認するなど、互いの連携の下で円滑な実習の実施に努力している。

卒業研究のための研究時間は適切に設定され、研究成果は、論文発表会で学生全員が口頭発表している。入学者選抜は、一般選抜、推薦入学A方式、および推薦入学B方式の3区分にわけて実施され、適正に行われている。また、入学定員に対する入学者数は妥当である。専任教員数は大学設置基準を満たしており、適切に配置されている。

学習環境に関しては、良好であり、産・官・学および医療界との連携は全体にわたりバランスよく、かつ十分に取れていることは評価できる。

しかし、改善すべき主な点として、以下のような問題点が見出される。

ヒューマンズ教育・医療倫理教育など、態度教育科目と問題解決能力醸成を目指す科目においては、特に評価基準と評価方法が明確ではない。全般的に、シラバスの不備が見られ、GIO、SBOs、学習方法、成績評価および評価基準が明記されていない。

学生の支援に関しては、事故災害時の対応マニュアルがない。また、進路支援などの委員会もなく学生への支援が十分とは言えない。また、自己点検・評価は行われているが、6年制薬学教育のプログラムに対する適切な評価項目を設定した、恒常的な自己点検・評価はなされていない。

次に、主な助言として、以下の点があげられる。

6年制薬学科の特徴を明確に示すこと、学生支援の充実、FD (Faculty Development) 活動の活性化、「自己点検・評価委員会」への外部評価委員の導入などが望まれる。

岐阜薬科大学には、薬科大学として培われてきた薬学教育における実績を活かしつつ、改善すべき点および助言に対し、真摯に改善に取り組むことによって、グリーンファーマシーを身につけた薬剤師を輩出することを期待する。

Ⅲ. 『中項目』ごとの概評

1 教育研究上の目的

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学は、建学の精神である「強く・正しく・明朗に」をモットーに、教育研究理念および教育目標が示されている。この精神は、よりわかりやすい形で「人と環境にやさしい薬学（グリーンファーマシー）に基づいて、教育研究、地域貢献を行い、専門職業人を養成する」と表現されており、教育研究の基本原則となっている。薬学部の基本理念は「薬と健康についての高度な研究に支えられた教育により、有為な薬学の専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献する」ことを目指している。薬学科の教育研究上の目的は、学則の第4条に「薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、高度な知識・技能並びに豊かな人間性と高い倫理観を身につけた優れた薬剤師および臨床薬学研究者を育成すること」と定められている。これらは、ホームページおよび学生便覧に掲載され、学生および大学構成員に周知をはかり、また広く社会にも公表している。さらに、新入生に対するガイダンスにおいても説明を行っている。しかし、大学案内にも掲載し、さらなる周知を図ることが望まれる。

教育研究の目的について、2010年(自己評価21)、2013年(大学基準協会による相互認証評価)の2度にわたり検証し、さらに5年以内に定期的に検証することを「自己点検・評価に関する申し合わせ」に定めるなど、常に改善に務めている。

2 カリキュラム編成

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学は、基本理念に基づいた教育研究上の目的に従って、教育課程の編成・実施の方針として以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定している。

1. (基本教育) 薬学の基礎となる自然科学系科目、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する多様な人文・社会科学系科目、国際化と情報化社会に対応できる英語力を重視した外国語科目から成る基礎教育課程を編成する。

2. (専門教育)薬学教育モデル・コアカリキュラムを基本とし、薬学一般、有機化学系、物理化学系、生物化学系、衛生薬学系、医療基礎薬学系、医療薬学系に区分した薬学専門科目を低学年から高学年にかけて系統的に配し、継続性のある専門教育課程を編成する。
3. (実習)科学的根拠に基づいて問題発見および問題解決能力を備えた薬剤師および臨床薬学研究者を養成するため、薬学研究に必要な技術や方法を体得するための実習科目と特別実習を重視した教育課程を編成する。
4. 医療基礎薬学系と医療薬学系科目は、薬剤師として必要な基礎知識・技術はもとより、医療人としての教養、医療現場に必要な実践力が身につくように教育課程を実施する。
5. 人と環境に配慮できる豊かな人間性と確固たる倫理観を身につける「ヒューマニズム教育」と、常に環境を意識し地球環境を守る倫理観を養う「エコロジー教育」を意識した基礎および専門教育課程を実施する。

カリキュラム・ポリシーは1年次から6年次まで、学年ごとにまとめられている他、科目間の関係性や時系列もわかりやすく表現されている。これらはシラバスや入学時のガイダンスを通じて学生に周知されている。また、ホームページを通じて社会に対しても公表されている。

このポリシーに基づき、カリキュラムの編成にあたり、教務委員会で案を策定後、順次、学内委員会である「経営委員会」、「教授会」、「教授総会」の議を経て決定する責任体制とシステムが構築されている。また、必要に応じてカリキュラムの変更などを行う場合には、前述の体制と手続きによって実施されている。その結果については、資料の配布、メールでの通知（以上教員へ）、ホームページ、学内電子掲示板（以上学生へ）を通じてなど、学生・教員へ通知、周知する方法も確立している。教育カリキュラムはカリキュラム・ポリシーに則って策定されている。

「国家試験準備教育」に関しては、シラバスから読み取れる科目は6年次後期に必修として「総合薬学演習(3単位)」があり、6年次後期の月曜日から金曜日までの午前中2コマがこれに当てられており、国家試験対策参考書が教科書として指定されているが、

同学年では「総合薬学演習」以外に「臨床中毒学」、「臨床医学」、「病院・薬局薬学」などのアドバンス科目があり、国家試験対策に偏ったカリキュラムとはなっていない。

併設している4年制薬科学科のカリキュラム・マップおよびシラバスの内容を6年制のものと比較するとほぼ同じであり、4年制との差別化が明確ではないので、それぞれの特徴が分かるようにすることが望まれる。

3 医療人教育の基本的内容

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、「ヒューマニズム教育・医療倫理教育」の科目の内容ならびに目標達成度を評価する指標の設定と評価がなされていないなど懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学におけるヒューマニズムおよび医療倫理教育は、関係科目が1～6年次にわたり、各学年に適当に配分されており、かつ体系的に構成されている。その構成は、ヒューマニズム教育(人にやさしく)／①対人関係と倫理②医薬品と倫理③研究心と倫理、エコロジー教育(環境にやさしく)／④環境と倫理⑤研究技術と倫理の5本柱で成っている。ヒューマニズムおよび医療倫理に関連するSBOsを含む科目だけでも51単位であり、これは卒業要件187単位の5分の1以上(38単位)に相当し、本評価機構の基準を超えているとしている。しかし、シラバスに記載されている講義概要等からは、ヒューマニズム教育・医療倫理教育と直接関連する内容が見出せない科目が多い。事実、基礎資料1においては、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に指定されている科目は、わずかな科目に限られており、適切な関連科目を増やすことが望まれる。

在学生用のホームページには、個々の科目について到達目標が列記されている。しかし、シラバスには到達目標および学習方法の項目が設けられておらず、記載されていない。目標達成度の適正な評価の観点からも、シラバスに達成目標を記載することが望ましい。また、評価に関して「総合的に評価する」との記述が散見されるが、ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身につける教育等の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

教養教育プログラムとして1～2年次前期にかけ、基礎教育科目の自然科学系、人文・社会科学系、外国語科目および保健体育が設定されている。1年次の「コミュニケーション論」においては、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を、「早期体験実習」のSGD (Small Group Discussion) においては、コミュニケーション全般、グループとしての意見の集約および発表する能力を、さらに4年次の実務実習事前学習内の「医療コミュニケーション」においては、種々のコミュニケーションスキルを習得する教育が行われている。しかし、学習方法が明確には示されておらず、「医療コミュニケーション」の成績評価方法が出席日数、レポートおよび定期試験となっており、適切ではない。技能・態度の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

基礎教育科目の必修科目が22単位なのに対し、選択科目には30単位が設定されている。さらに、選択科目のうち「コンソーシアム科目I～IV」(6単位)は岐阜県内の22の国公立大学・短期大学と岐阜県が連携して構築している「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」という単位互換制度を利用するもので、多種多様な科目の履修を可能にしている。教養教育プログラムについては、多様なニーズに配慮した選択科目が用意されていると判断できる。一方、薬学準備科目としての基礎教養科目は、十分に設置されているものの、専門教育科目との関連づけが明確にされていない。このことは、シラバスの薬学科カリキュラム・マップでも説明が不十分であるので、整備が望まれる。

社会のグローバル化に対応するための語学教育については、1～3年次に「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の4つの要素を取り入れた授業が行われている。しかし、医療現場に対応した語学力の育成、あるいは医療の進歩・変革に対応できる語学力の育成のためには、研究室配属後の4年次以降も語学教育を継続することが望まれる。

専門教育に向けた1年次の準備教育としては、「基礎化学A、B」、「基礎生物学」、「基礎物理学」(いずれも選択)、ならびに「数学」(必修)がリメディアル教育科目として開講されている。また「早期体験実習」(必修)では、病院・企業の現場を体験させるとともに、SGD形式による発表会を実施している。さらには、薬局見学も実施されている。

医療安全教育としては、薬害や医療過誤に関して講義の一部として授業が行われているが、これらを主な講義内容とする科目は開設されていない。また、薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士等を講師とする科目も開設されておらず、医療安全教育のさらなる充実が望まれる。

生涯学習の意欲醸成のための科目としては、病院・薬局・企業等で活躍している薬剤師を講師とする「実践社会薬学」が3年次に開講されている。また、各種のリカレント講座を開講しており、これらの講座には学生も参加させている。

4 薬学専門教育の内容

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、シラバスの記載内容、記載項目の不備など懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学の教育カリキュラムの各科目と薬学教育モデル・コアカリキュラムのG I O、S B O sとの対応関係に関して、基礎資料3（対応表）からモデル・コアカリキュラムのS B O sは、各科目に割り振られている。しかし、基礎資料3に示されている対応科目の中には、シラバスに記載されている講義内容がモデル・コアカリキュラムのS B O sを含んでいない科目が散見されるので、各授業科目のS B O sがモデル・コアカリキュラムの到達目標に準拠するように改善することが必要である。

ホームページ上では「科目目標と到達目標」が掲載されているが、シラバスには、それぞれの授業科目のG I O、S B O sの記載がなく、学習方法に関する項目も設定されておらず、シラバスの整備が望まれる。

大学独自のS B O sがモデル・コアカリキュラムのS B O sと共に、各科目に配置されている。大学独自のS B O sを含む科目のうち、選択科目となっているものが1年次8科目、2年次6科目である。主として低学年に多く配置されていることから、学生の選択自由度は確保されている。

薬学科では、1～4年次にそれぞれ実験系の実習が配置されている。しかし、これらから科学的思考の醸成に役立つ技能および態度の修得が、どのように成されるか十分には説明されていない。さらに、各基礎科目と臨床の知見を相互に関連づけ、当該分野に

学習意欲を持てるように努めているとされているが、その根拠は明確ではないので、実習科目についてもシラバスの整備が望まれる。

社会で活躍する薬剤師による講義や、医師、看護師等の医療スタッフを非常勤講師とした講義、PBL (Problem Based Learning) などが実施されている。しかし、患者、薬剤師、他の医療関係者、薬事関係者との交流体制が十分に整備されているとは言えず、方略における人的資源の充実が望まれる。

5 実務実習

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、事前学習の評価などに懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学の実務実習事前学習は、4年次後期の「医療コミュニケーション」、「医薬品情報演習」と「薬剤学実習」（計4単位）の3科目で構成されている。これらの科目では実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して目標、方略、評価が設定されており、すべてのSBOsが各科目に割り振られ、もれなく配置されている。また、時間数も配当単位数に見合った適当な時間が配当されている。また、実務実習事前学習の開講時期は実習に出かける前の4年次後期に設定されており適切である。しかし、ここでも中項目3、4で指摘したように、シラバスにはSBOsが記載されていない。

事前学習の指導は、教員13名（内、実務家教員6名、医師1名）および大学院生5名（TA (Teaching Assistant)）、5回生または6回生15名（SA (Student Assistant)）で実施され、そのほかに模擬患者14名の参加協力を得て実施している。

実務実習事前学習において教育効果の向上を目指した方略として、教材に知識、技能、態度教育用ビデオを用いるなどの工夫がみられる。また、学生の知識領域の成績評価は主として定期試験によって総括的評価を行っている。技能、態度領域のSBOsについては、OSCE (Objective Structured Clinical Examination) 直前にその準備を兼ねた実技試験を実施し、その結果を形成的に評価している。しかしながら、総括的評価に関しては「薬剤学実習」に代表されるように、「実習態度、ノート、実習試験の結果を総合評価する」となっており、実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。また、5年次の実務実習開始まで

時間が空く学生の学力を維持するために、それぞれの実習期の直前に、再度、病院薬剤師、薬局薬剤師による集中講義が行われているが、知識中心のものであり、技能、態度に関する学力維持機会が設けられるよう、学習方略にも工夫が望まれる。

薬学共用試験について、岐阜薬科大学では薬学共用試験センターの合格基準に準拠することをホームページで公表している。実施時期については4年次後期の事前学習の終了後に設定しており適切である。その結果については、ホームページで受験者数、合格者数を合格基準とともに公表している。

薬学共用試験の実施にあたり、実施体制として学内に「共用試験委員会」が設置されている他、実施のための施設と設備は、学生の流れなどに配慮し、適正に行われるように整えられている。

実習病院・薬局への学生の配属は、東海地区調整機構（以下、調整機構）の了解のもと、岐阜薬科大学が岐阜県内の施設（病院・薬局）を他大学の学生も含めて割振り調整を行っている。その際、学生の現住所地（下宿先）を参考に決めている。また、遠隔地における実習についても指導内容・体制は、大学周辺の施設と変わらないとしている。

実務実習を円滑に実施するための体制として、教員と事務職員で構成された「実務実習委員会」が設置されている。その役割として、指導体制の整備、実習内容の企画・調整を中心に、病院・薬局との調整、調整機構への学生の登録手続きなども担っている。その責任体制としては、実習カリキュラム、単位の設定に関しては教務委員会が、受け入れ施設との契約などの事務処理は教務厚生課が窓口であり、それぞれの長が責任者となっている。また、調整機構との連絡等については、本学からの機構委員(教員)が窓口となっている。実務実習の最終責任は学長が負っているが、実質的には学生部長が負う体制となっている。

実習を履修する全学生には、毎年度、保健管理センターの実施する健康診断を受診させている。実習中の学生の守秘義務遵守等に関して、大学が実習開始前に学生に対し説明を行い、誓約書を提出させている。調整機構の指針に従って抗体検査を実施し、適切な対応をしている。また、補償賠償等の保険に加入し、学生および関係者の安全確保に努めている。

病院および薬局実務実習は、調整機構により選定された適正な体制・設備を有する施設で、実務実習モデル・コアカリキュラムの一般目標・到達目標に準拠した教育システム、教材を使用し、認定実務実習指導薬剤師の資格を有する薬剤師の指導の下に実施されている。

実務実習終了後に、学修内容に関するプレゼンテーション（口頭発表）を実施している。病院および薬局実習において、目標達成度を評価するための指標がそれぞれ設定されており、実習中の目標到達度に関しては、支援システムを利用して、指導薬剤師および担当教員から学生に形成的評価がフィードバックされている。支援システムの評価基準では、「実施しなかった：0」から「大変よくできた：4」の5段階に設定されている。最終成績（総括的評価）に関しては、実務実習担当教員が支援システムの目標到達度、実習ノートや感想、終了後のレポートに加えて、出席日数、実習態度などに基づいて評価している。

岐阜薬科大学では、実習終了後(次年度)に指導薬剤師を対象とした講習会や研修会を「薬局実習指導薬剤師」、「岐阜県病院薬剤師会」と開催して、学習成果に関する関係者（大学教員・学生・指導薬剤師）相互のフィードバックや意見交換を行っている。そこでは、学生の発表、SGDなどから改善点などを抽出し、今後の充実化に向けての努力が払われている。その他、大学主催で年度内の第3期中に「実務実習連絡会」として学生の実務実習発表会を開催し、指導薬剤師と教員の意見交換も行っている。

実習中の訪問指導を全教員（教養科目担当の教員を除く、学生の所属研究室の助教以上の教員）で分担し、実施している。期間中の訪問を3回としている他、補助ツールとして大学が独自に開発した実務実習支援システムを用いてリアルタイムで実習指導ができるようにしており、遠隔地での実習生の指導も効果的に行われている。岐阜薬科大学では実習開始前(4月)に病院・薬局の指導薬剤師を集めて説明会を開催している他、まず実習開始直前に担当教員が訪問し、指導内容の確認を行っている。実習中は、学生・指導者・教員間で、進捗および生活状況を確認するなど、互いの連携の下で円滑な実習の実施に努力している。

6 問題解決能力の醸成のための教育

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、問題解決能力の醸成のための教育における達成度評価に関して懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学での卒業研究は4年次から6年次の2年半にわたり、合計1,423.5時間の「特別実習」（必修20単位）が設定されている。その研究成果は、6年次に開催される大学主催の論文発表会で学生全員が口頭発表することとなっており、卒業研究は適切に実施されている。ただし、大学としての統一した卒業論文作成指針を確立し、シラバスに特別実習（卒業研究）の成績評価基準（卒業論文、発表会等）を明確に示す必要がある。

問題解決能力を醸成するための科目は、シラバスに「学生参加型」と明記して掲げられており、「自己点検・評価書」では「演習・実習を中心に全部で29科目、53単位で、5年次を除く1～6年次にわたって配置されており、卒業要件の28%を占めている」としている。しかし、それぞれの科目の内容をシラバスで見ると「病院・薬局薬学」のようにほとんどがPBLで構成されている科目がある一方で、学習方法が講義となっており、問題解決能力の醸成教育としては、方略の不適切なものが混在している。また、大学が示した数字が科目の単位数を基にしたものであり、問題解決型授業の実質時間数を計算したものとはなっていない。

問題解決型科目としているこれらの科目の評価基準および評価方法が明確にならず、卒業研究を含む問題解決能力の醸成教育の目標到達度を評価するための指標を設定し、それに基づいて評価する必要がある。

7 学生の受入

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学のアドミッション・ポリシー(薬学科)は、「本学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、知的・道徳的に優れ、また応用能力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする」という教育研究上の目的に則り、「医療機関などにおいて薬のスペシャリストと

して信頼される薬剤師や研究者として活躍すべく、高邁な志を持ち、薬学を学ぶ基礎としての高等学校教育における基礎学力を十分に身につけた学生を求めています」と設定し、入学者の志と能力に関する大学の方針を掲げている。アドミッション・ポリシーは、ホームページおよび「入学者選抜に関する要項」、募集要項などで志願者に対し周知している他、大学入試説明会、オープンキャンパス、大学フェアや、高等学校への積極的な訪問(講師派遣)を通じて学科の特色も具体的に説明することで、入学希望者のみならず、社会に対しても学生受入に関する情報を周知している。

入学者受入方針の設定や学生募集については、「自己点検・評価書」で『学生部長の諮問機関である「入試検討委員会」で継続して検証している。重大な変更については、教授総会メンバーからなる「入試委員会」に付議して検討・決定することとしている。』としており、責任あるシステムは構築されているとしているが、現在、この「入試委員会」を独立した委員会組織にすることを検討中で、重要案件については「入試委員会」の審議を経て、最終的に教授会で決定するように決定システムを変更する予定としている。また、学生の受入にあたり、入学志願者の評価と受入を決めるための方策は「入試委員会」で継続して検証している。

入学者選抜は、一般選抜と推薦入試の併用で実施している。一般選抜の試験科目は大学入試センター試験5教科7科目と個別試験科目の数学、理科の2科目で、総合得点のみで判定している。一方、推薦入試は総合試験(英語・理科)と面接試験によるA方式と大学入試センター試験のみのB方式で選抜している。

学習意欲や医療人としての適性に関しては、全志願者の一部ではあるが、推薦入試のA方式では面接試験により評価している。入学者数対入学定員比について、学生受入状況は基礎資料7によると直近6年間の平均が1.13であるが、「自己点検・評価書」では1.15と記述されており、いずれにしても、やや高めである。

「自己点検・評価書」で「受験者個人の成績を本人に対し開示し、入学試験の透明性を確保している」としている。2014年度からは、自己点検・評価の時点において、教職員、事務職員合わせて10名程度で構成されていた「入学試験検討委員会」を、独立した入試委員会に名称変更した。入学者の決定は、2013年までは、教授総会(当時の名称:

入試委員会) が当たっており、2014 年以降は入学者の決定は「教授会」が行う制度になっている。

基礎資料2-1によると留年者数は在籍学生数の9.4%であり、資料2-2の休学者および退学者数の合計は25年度13名で在籍学生の2.4%である。編入学は行われていない。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、履修科目における評価基準に関し、不明確あるいは標準化されていないなど懸念される点が認められる。

成績評価については、「科目試験等、学修成果の評価等に関する具体的な基準（講義等時間数の7割以上の出席および試験での得点率60%を一つの指標とする、期末試験の得点率が20%に満たない場合は再試験の受験を認めず不合格とする、など）を、各科目の授業開始時に担当教員が学生に対して周知する。実習、体験学習、SGD、PBL、ロールプレイ、e-learning については出席が必須であり、授業態度を併せて総合的に評価する。」と概要が履修要項に定められており、各学生の成績は、履修要項で設定された成績評価方法・基準に従って科目担当教員によって測定され、判定されている。合格点に達しなかった学生は再試験を受験できるが、定期試験において得点が20%に満たなかった場合には受験できないとしており、学生の積極的な学習姿勢を求める制度を敷いている。しかしながら、シラバスで示されている評価基準は主として出席を含む授業態度（7割以上の出席）と試験での得点（60%以上）としたものを基本としているが、各科目の受験資格および合格基準を学生に周知するために、シラバスに各科目の評価基準（例えば、各科目の点数分布表に書かれている特記事項）を明記し、さらに、各SBOsの領域（知識・技能・態度）に適した評価基準を定め、評価方法を明記する必要がある。

学生の各学年の進級基準（要件）は岐阜薬科大学学則細則に定められており、学生便覧およびシラバスに掲載し、学生に周知している。進級判定は、教授総会において、進級基準を基に個別に審議される。

個々の学生への成績の周知に関しては、掲示板を通じて試験後速やかに可否結果を知らせている。また、学生が成績に疑問がある場合には担当教員が個別に対応している。

また、最終的な成績表は、アドバイザー教員が面談後、直接本人に手渡すことになっており、学習指導は適切に行われている。

岐阜薬科大学では留年生が上級学年の授業科目を履修することを禁じているので、アドバイザー教員が、彼らの在学時間を有効に活用するよう、学習指導と生活指導を行う役割を担っている。アドバイザー教員が学生に対してきめ細かく助言できるよう、個々のアドバイザー教員が担当する留年生数が偏らないように、均等に配置するなどの配慮をしている。

学生の休学・退学は、個々の書類の申請内容（診断書等）を基に、教授総会で審議し決定される。彼らの在籍状況は、留年・休学・退学の別に資料として教授総会に提出されている。留年・休学・退学者が多い場合には、学生部長から学長に進言、教授総会で各教員にその事実を周知した上で、適切な委員会にその原因などの調査を命じて対策を講じることにしている。しかし、まだこうした事例はない。

岐阜薬科大学では、教育研究上の目的を掲げ、それに則って以下のような学位授与方針が設定されており、両者の整合性はとれている。

薬学科の学位である学士(薬学)の称号は、薬学科に6年以上在籍し、合計187単位以上を修得し、以下の要件を満たした薬剤師および臨床薬学研究者などに成りえる者に授与される。

1. ヒトと環境にやさしい薬学（グリーンファーマシー）を実践できること。
2. 薬学領域に携わる人として、広い教養と豊かな人間性を身につけ、国際化と情報化社会に対応できる英語力と情報に関する基礎力を身につけていること。
3. 科学的根拠に基づいた問題発見および問題解決能力を身につけていること。
4. 薬学の基礎および専門的な知識・技能を修得し、臨床現場に必要な技能や態度を身につけていること。

学位授与の方針は教授会で審議し、決定するシステムをとっている。教員は常にその妥当性に注意を払い、問題が生じた時には、該当する委員会あるいは直接個人から学生部長、学長へ進言が行われ、教授会で審議することとしている。

このようにして決定された現行の学位授与方針は教授総会資料として教員に、また、学生にはシラバス、ホームページを通じて十分に周知されている。特に新入生に対しては、入学時のガイダンスで学生便覧を含む補助資料を配布し説明を行うなど周知に十分配慮している。また、この学位授与方針はホームページを通じて広く社会に対しても周知されている。

しかし、この学位授与方針は、学校教育法第87条に基づく「臨床に係る実践的能力を培うことを主たる目的とする」の趣旨が明確に示されていないことから、改善が望まれる。

学士課程の修了判定の時期は、すべての授業が終了した時点で行われており、判定は、卒業判定会議（教授総会）で所定の単位数を獲得しているか確認し、行われている。

学士課程の修了判定で留年となった学生は過去にほとんどいない。しかし、病気等を理由に卒業延期となる学生に対しては、引き続き所属研究室できめ細やかな指導を行うとしており、適切な指導体制が確立されている。

岐阜薬科大学では卒業研究を含む合計187単位以上を取得することで、課程修了の認定を行っているが、学位授与方針を満たしているかどうか、総合的な学習成果を測定するための指標は設定されていない。

9 学生の支援

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、防災マニュアルの不備など懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学では、履修指導・学習相談に関して、入学者に対して、薬学教育の概要、教育情報の収集方法、就職等について責任ある立場の長が導入ガイダンスで説明している。また、6年間の教育全体がわかるように導入教育がなされている。基礎学力の養成に関しては、「基礎化学A」、「基礎化学B」、「基礎物理学」、「基礎生物学」、「数学」を1年次前期に選択科目として開講し、必ず受講するように指導している。履修指導のガイダンスは、目的別に3回行っている。入学時は導入ガイダンス、3年次では4

年次での研究室配属に関連して2回行っている。しかし、他の学年次での履修指導が行われておらず、十分な履修指導を行うことが望まれる。

アドバイザー制を敷き、講師以上の教員がそれぞれ担当の学生の履修および生活支援のためのアドバイスを行っている。4年次以上については、研究室主任が所属学生のアドバイザーとなる。各学年の学期終了時の面談や、成績表を手渡すときの指導が役割である。問題がある場合はアドバイザーと学生部長の間で連絡相談が行われるシステムとなっている。しかし1～3年次の学生については、担任教員（三田洞学舎の教員）も割り当てられているが、アドバイザーと担任教員との役割と分担を学生に周知することが望まれる。

学生の経済的支援に関しては、学生部教務厚生課が窓口となり、学生に各種の情報提供を行っている。また大学独自の奨学金として、村山記念奨学金を設けている。奨学生の選考・決定は、学生部教務厚生課の作成した資料に基づいて経営委員会においてなされる。

学生の生活相談ができる場所として、保健管理センターが開設されており、学生の心身の健康保持・増進に努めている。また、センターが窓口となり、月に2回「こころの相談」を開催してカウンセラーが対応している他、嘱託医師による面談も行われているなど、適切である。こうした制度は学生便覧を用いて、入学時ガイダンスで学生に周知されている。保健管理センターに、常駐している専任職員は保健師あるいは看護師の資格を有する技術職員である。

ハラスメント防止に関しては、「人権・ハラスメント防止委員会」が設置され、委員会規定に則ってガイドラインを作成、その防止に努めている。また、「保健管理センター」を相談窓口として、8名の相談員が学生便覧に明示されており、学生に対し適切に周知し、相談しやすい環境を整えている。

身体に障がいのある学生への配慮としては、入学希望者は募集要項であらかじめ相談することを明示し、面談で大学が設備的に受け入れ可能であることを確認後、受験の機会を与えている。また、入学者に関しては、本部学舎が既にバリアフリー化されている

が、その他、身障者用トイレの充実など順次対応範囲を広げる努力を継続している。視力障がい者にも対応可能になっており、受験許可の実績がある。

進路支援の取り組みに関しては、卒業生を講師とした業種別の就職説明会を開催するなど、大学全体で取り組み、成果を上げているとしている。また、「実践社会薬学」では各職種の人を講師として招き、授業の中で業務の紹介を行うなど、カリキュラムを利用した支援も行っている。しかし、卒業後の進路選択に関する支援を入学時のガイダンス等では学生部（学生部長を長とした事務組織）が主導するとしているが、実質的には配属研究室の主任がアドバイザーとして個別に対応しているのが実態であり、委員会などの支援体制がなく、大学としての支援体制が望まれる。

学生の意見を聴取し、その意見を学生生活に反映させるために「学生委員会」が設置されており、別に学生の声を聴くために「学生教授協議会」も併せて設置されている。後者は学生自治会の代表と学生委員会との合同委員会で年1回定期的に開催されている。学生生活に関する多岐にわたるアンケート結果を基に、改善のための協議を行っている。

学生の安全を確保するため、実験や実習科目において、安全教育および講習会を行っている。しかし、安全確保に必要な体制の整備状況（安全設備の設置状況等）を学生に周知することが望まれる。

傷害、災害等に対しては、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険、および学内傷害給費制度で対応している。これらに加え、事故や災害に対する具体的な対応マニュアルを作成し、研究室等に配付する必要がある。

10 教員組織・職員組織

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学では、専任教員数として、平成25年11月現在、教授21名（33.3%）、准教授16名（25%）、講師4名（6%）、助教22名（35%）の合計63名が配置されており、そのうちの6名が実務家教員である。これは大学設置基準を満たしており、適切に配置されていると判断できる。専任教員1名当たりの学生数は11.5名で、本機構が推奨する

10名を超えており教育水準の向上を目指すには十分とは言えないが、適正の範囲内である。

専任教員の教育および研究上の能力に関しては、基礎資料10、15を点検し、十分であると判断した。そのことから大学が求める教員の能力が維持され、担保されているものと判断される。しかし、全ての教員の教育・研究等に関する活動業績はホームページに掲載されておらず、全教員の最新の情報を公開することが望まれる。岐阜薬科大学では、1998年より全専任教員を対象に5年の任期制を導入して、教育活動、研究活動、大学運営への貢献、および社会への貢献に関する業績を個別に審査・評価し、その結果をホームページに公表している。

また、必修科目には教授または准教授を配置するなど、適切である。専任教員の年齢構成も、教授50代、准教授40代、講師・助教30代が中心世代となっているなど、全体および研究室・講座単位でも著しい偏りはなく、適切である。

教員の採用および昇任を含む人事に関しては、「岐阜薬科大学教員選考規程」、および「岐阜薬科大学教員選考細則」を策定し、これに則り選考委員会を設置して選考している。採用人事に当たっては公募を原則として、大学の基本理念に鑑みた優秀な人材を確保するとともに公明性を高める努力を行っている。

岐阜薬科大学は、文部科学省の医療人GPに「附属薬局を活用した臨場感あふれる実践教育」として採択された。実務家教員がそれを利用して自身の実務能力を維持する制度、設備は整えられており、実行されている。配置人数は薬学科を構成している4大講座ごとに異なるが、適正である。例えば、薬学科および薬科学科を構成する16研究室には原則として3名の教員(教授1名、准教授または講師1名、助教1名)が配置されている。その他の専門系研究室は専門教育大講座に属し、教員1名で構成されている。基礎教育大講座では1～2名の教員が配置されている。教員の長期留学等研究活動が充分行われている。

研究室配属学生数は教員1名に対し1～9名/3学年でおおむね適正である。しかし、中には研究室の教員数の影響で17名/3学年と突出して多い研究室もある。他研究室と大きな差がないような対応(教員の増員、学生配属数の上限引き下げなど)が望まれる。

大講座に属する平均的な研究室の年間予算は200万円弱であり、プラスして配属学生および大学院学生数に応じた額が配分される。その結果1研究室あたり総額200～300万円となるが、活発な研究活動を遂行するためには不十分であり、外部競争的資金の獲得の努力が必要となっている。外部資金獲得のための体制については、教員、とくに若手教員の研究活動の活性化を目的として、学内の競争的研究費制度を設け、ホームページに情報を掲載している。

FD委員会では、関連委員会と協議しながら、時宜にあった内容でFD講演を開催しており、受講率は極めて高い（65～81%）と自己評価している。また、新任教員へのオリエンテーションもFD活動の一環として行われており、適切と考える。しかし、FD活動が講演という受動的な手法だけで行われており、ワークショップなど能動的な手法の導入も望まれる。

岐阜薬科大学では、学期末試験の際に各科目の授業評価アンケート調査を学生に対し行い、結果は年度ごとに集計されて任期制審査の際に教員に配布される。これは再任の評価書類として利用されている。一方、授業改善のための講義・教材に関する「自由記述アンケート」から上がってくる学生からの改善の提案は担当教員にフィードバックされ、可能な限り次の授業時にコメントとして伝え、実行につなげている。

岐阜薬科大学の事務組織は、庶務、経理、資産管理を所管する事務局庶務会計課と、学生の教育関係を所管する学生部教務厚生課に大別され、それぞれに事務職員が配置されている。他に、附属図書館、附属薬局、グリーンファーマシー教育推進センターを設置し、技術職員を配置して教育研究の支援を行っている。また、研究室には副手または嘱託職員を配置し、研究室の庶務および教育研究の補助の業務を行っている。これらは総勢(臨時職員を含む)40名を超える技術職員が配置されており、教育研究への支援体制は十分である。

事務局では、係長職以上を構成員として毎月2回事務局会議を開催し、大学全般に関する課題について問題を共有化し、職員間の連携を図っている。また、岐阜市が実施する職場研修や階層別研修などに参加し、資質の向上にも努めている。しかし、岐阜薬科大学の教員と連携してのSD (Staff Development) は行われていない。

1 1 学習環境

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学の校地総面積、校舎面積、講義・実習・実験・自習室（総数は49）の総面積は、大学設置基準の校地面積および校舎面積を満たしている。また、実務実習事前学習に必要な実習室等が備えられ、各研究室にも十分な研究スペースが有るとしている。ただし、参加型学習のための少人数教育ができる教室については十分ではない。他方、附属薬局、薬草園および関連演習園を保有し、教育に活用している。

三田洞学舎の図書館には学術雑誌の書庫、図書閲覧室、文献調査室等を配置し、本部学舎には情報検索室が併設され、新着雑誌等が閲覧できるようになっている。図書館には司書資格を有する専任職員（嘱託）2名、アルバイト2名が配置され、開館時間は原則的に平日9:00～17:00であるが、平日は17:00～20:00、土曜日は9:00～16:30の時間帯に関して、時間外使用ができるようになっている。試験期間を中心に、自習に利用する学生が多い。

学生1人に対する自習室の面積が学生数(282名)に対して0.29㎡と比較的狭い。また、実験動物飼育舎やR I施設等がある三田洞学舎は、卒業研究生が卒業研究を行っている本部学舎とは、かなり距離がある。

本部学舎の図書閲覧室には新着学術雑誌（洋雑誌39誌、和雑誌24誌）を3年間配架し、研究支援を図っている。情報検索システムとして、SciFinderおよびMedlineを導入している。所蔵図書の数、和書32,672冊、洋書9,003冊、和雑誌6,385冊、洋雑誌23,003冊、計71,063冊である。種々の図書館協議会に加えて大学図書館コンソーシアム連合に参加している。

1 2 社会との連携

本中項目は、適合水準に達している。

岐阜薬科大学は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と共に連携大学院を設置し、専門性の高い人材養成で社会貢献を目指している。岐阜県保健環境研究所とも連携大学院を設置し、教員、学生の交流を行い、教育研究の推進を図ってい

る。また、岐阜大学とも連携を計り、博士課程のみの創薬医療情報研究科を設置、あるいは岐阜健康長寿・創薬推進機構を設置するなどして連携を深めている。さらに、岐阜大学、県立看護大学、朝日大学、岐阜医療科学大学の医療系学部のある4大学と連携して「岐阜医療系大学地域連携協議会」を設置し、地域医療の課題解決を目指して、産・学・官との連携した共同研究を行い、社会との連携を十分に行っている。また「岐阜県大学薬剤師協議会」を設立し、薬剤師会など、地元の医療関係団体との交流も積極的に行われている。

「薬剤師生涯教育講座」、「附属薬局リカレント講座」が開設されており、手厚く卒業研修のバックアップが行われている。特に、リカレント講座ではテレビ会議システムによる中継を行うなど、大学から遠方の薬剤師に対して便宜を図り、地域全体の医療の向上に努めている。

「中日文化センター大学連携特別講座」では市民対象に「健康科学セミナー」を年間定期的（月1回、6か月で1クール）に開催している他、「市民公開講座」を毎年10月に5週連続で開催している。「市民公開講座」の他、「市民健康まつり」に学生とともに教員も参加している。

岐阜薬科大学では、英語によるホームページを開設し、海外からの留学希望者の受入、応募方法などを掲示し、広く世界に情報を発信している。岐阜市と姉妹関係にある都市の大学を中心に、最初は1982年に中国薬科大学(中国南京市)と交流を図り、次いで浙江大学、シンシナティ大学、フィレンツェ大学、モナシュ大学、瀋陽薬科大学、サラマンカ大学、カンピーナス大学、シラパコーン大学などと協定を結び、教員・研究者の相互派遣による講演や共同研究を続けている。

学部学生の海外留学支援のために奨学金制度を設立するなど支援体制の整備がなされている。

1.3 自己点検・評価

本中項目は、おおむね適合水準に達しているが、自己点検・評価結果を薬学教育の改善に活用する体制が構築できていないことなど懸念される点が認められる。

岐阜薬科大学では、「自己点検・評価委員会規程」に基づき「自己点検・評価委員会」が設置され、点検・評価に関して定期的に継続して議論されてきた。

当初は少数の教授で構成されていたが、現在では、教授、准教授、講師、助教、事務職員で構成されている。ただし、「自己点検・評価委員会」には学内教職員のみであるので、外部委員の参画が望まれる。

大学基準協会に加盟し、1996年、2006年および2013年には「点検・評価報告書」を作成し、適合と認定された。「点検・評価報告書」と「大学認証評価結果」はホームページで公開されている。薬学教育（6年制）第三者評価「自己評価21」もホームページで公開している。

岐阜薬科大学では、大学基準協会の評価の際に受けた助言について、提出した改善報告書に基づき、適切に改善を進めてきたとしている。それを担う体制については「自己点検・評価書」では記述されておらず不明であるが、次に述べるような実績を伴っており、適切な体制下で改善がなされているものと判断する。

6年制の大学院薬学専攻博士課程（定員3名）では社会人が履修しやすいカリキュラムにしたことが社会人学生1名の入学につながっている。また、学修および研究支援の強化を目的にTA、SA、RA（Research Assistant）制度を導入し、彼らを活用するための規程を作成して教育研究の改善に努めている。教員の教育・研究の質保証、向上を目的として開始した任期制では、教育に対する意識改革を促し、また外部資金の獲得や論文数の増加に繋がっている。

しかし、自己点検・評価において、6年制薬学教育プログラムについて大学による適切な評価項目の設定が必要である。また、点検評価の結果を教育研究に反映する体制を整え、毎年、自己点検・評価を実施し、PDCAサイクルを効果的に回転させ、向上させる必要がある。

IV. 大学への提言

1) 助言

- (1) 大学案内にも教育研究上の目的を記載することが望ましい。(1. 教育研究上の目的)
- (2) 6年制薬学科のカリキュラム・マップ、およびシラバスの内容を検討し、特徴が分かるようにすることが望ましい。(2. カリキュラム編成)
- (3) 「ヒューマニズムおよび医療倫理教育」の中で、「薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する」との目的に合致していない科目が散見される。適切な開講科目を増やすことが望まれる。(3. 医療人教育の基本的内容)
- (4) 医療安全教育に関し、薬害や医療過誤と関連する内容を含む科目および薬害、医療過誤、医療事故等の被害者や弁護士等を講師とする科目の開設が望まれる。(3. 医療人教育の基本的内容)
- (5) 薬剤師、他の医療関係者、薬事関係者、患者等の教育への直接的な関与が望まれる。(4. 薬学専門教育の内容)
- (6) シラバスには学習方法を記載することが望まれる。(4 薬学専門教育の内容)
- (7) 問題解決能力醸成を目指した科目の多くが講義を中心としているので、学習方法が不適切であり、改善が望まれる。(6. 問題解決能力の醸成のための教育)
- (8) 大学としての統一した卒業論文作成指針を確立することが望ましい。(6. 問題解決能力の醸成のための教育)
- (9) 学生のキャリア支援のための体制の充実が望まれる。(9. 学生の支援)
- (10) 履修指導のガイダンスは、1、3年次以外の学年に対する履修指導が行われておらず、各学年ごとにガイダンスを行うのが望ましい(9. 学生の支援)
- (11) FD活動が講演会という受動的手法でのみ行われており、目的に合わせた方略の選択に改善が望まれる。(10. 教員組織・職員組織)
- (12) 教員と事務職員が連携してのSDの開催が望まれる。(10. 教員組織・職員組織)
- (13) 基礎資料15として、全ての教員の教育・研究等に関する活動業績がまとめられている。この基礎資料と同様のものが、ホームページ等で最新の情報として公開す

ることが望まれる。(10. 教員組織・職員組織)

- (14) 「自己点検・評価委員会」は、学部の教員及び職員のみから構成されており、外部の委員を含むことが望ましい。(13. 自己点検・評価)

2) 改善すべき点

- (1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、1年次の早期体験実習、2年次の生命倫理学と哲学(哲学は選択)、6年次の臨床医学など、態度教育科目の学習方略をSBOsの領域に見合った適切なものとする必要がある。(3. 医療人教育の基本的内容)
- (2) ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身につける教育等の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある(3. 医療人教育の基本的内容)。
- (3) シラバスには、ホームページで別途掲載されている「科目目標と到達目標(GIO、SBOs)」の記載が必要である。(4. 薬学専門教育の内容)
- (4) 各科目の到達目標をモデル・コアカリキュラムのSBOsに準拠するように改善することが必要である。(4. 薬学専門教育の内容)
- (5) 実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある(5. 実務実習)。
- (6) シラバスに特別実習(卒業研究)の成績評価基準(卒業論文、発表会等)を明確に示す必要がある。(6. 問題解決能力の醸成のための教育)
- (7) 問題解決能力の醸成に向けた教育において目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある(6. 問題解決能力の醸成のための教育)。
- (8) 各科目の受験資格および合格基準を学生に周知するために、シラバスに各科目の基準を明記し、適切に評価する必要がある。(8. 成績評価・進級・学士課程修了認定)
- (9) 事故や災害時(台風、地震等の自然災害を含む)の対応に関するマニュアルを作成する必要がある。(9. 学生の支援)

- (10) 大学独自に自主的に評価項目を設定し、評価を行い、P D C Aサイクルを毎年継続して実施する必要がある。(13. 自己点検・評価)

V. 「岐阜薬科大学薬学部薬学科に対する認定評価結果」について

平成24年度第一回全国薬科大学長・薬学部長会議総会において岐阜薬科大学薬学部薬学科（以下「貴学科」）が本機構の実施する「薬学教育評価」に申請することが承認され、同26年5月8日付「薬学教育評価申請書」を以って平成26年度に実施する本評価の対象大学として決定しました。申請された件について、評価チーム・評価委員会・総合評価評議会において慎重に評価した結果をⅠ～Ⅳのとおり報告します。

貴学科が、本機構の「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」）に基づき、薬学教育プログラムを自己点検・評価して作成した「自己点検・評価書」を前提として、本機構は書面調査および訪問調査を実施し、貴学科の意見を十分に検討したうえで、評価結果を作成しました。

提出された資料についても不足分がある場合は、直ちに提出していただきました。不明な点については、訪問調査前に質問事項として、回答していただきました。また、評価者には、教育活動等の経験豊富な者を薬科大学・薬学部および日本薬剤師会・日本病院薬剤師会から推薦していただき、その上で、本機構が実施する研修会を受講していただいた評価実施員登録者から選出された者を配し、さらに、外部有識者も加わり、厳正に評価しました。

評価はピア・レビューを基盤とし、本機構が設定した「評価基準」への適合状況を提出された資料や訪問調査に基づき、万全を尽くして評価しました。

1) 評価の経過

ピア・レビューを基本とする評価を行うために5名の評価実施員（現職教員4名、就業薬剤師1名）からなる「評価チーム」を編成し、チームに主査・副査を配しました。

書面調査では評価チームの各評価実施員が個別に評価し、それをもとに評価チーム会議で主査を中心に「評価チーム報告書（案）」と質問事項をまとめました。その「評価チーム報告書（案）」と質問事項を貴学科に送付し、回答をいただきました。その後、10月6日および7日に、その回答に基づき確認を目的として訪問調査を実施しました。訪問調査では、質問事項を聴取し、現状を確認するとともに、貴学科との意見の交換、学

生および若手教員との意見交換、施設設備の見学および授業参観などを実施し、それらに基づいて主査を中心に「評価チーム報告書」を完成しました。

作成された「評価チーム報告書」を尊重し、主査会議において「評価報告書（委員会案）」の素案を作成し、評価委員会に諮りました。2度の評価委員会の審議結果をもとに「評価報告書（委員会案）」を作成し、貴学科に送付しました。事実誤認および公表するときに誤解されやすい表現があるかなどを中心に検討していただいた貴学科からの「意見申立て」を評価委員会で検討し、その結果を反映させた「評価報告書原案」を決定し、評価の最高意思決定機関である総合評価評議会に提出しました。

総合評価評議会は「評価報告書原案」を慎重に審議し、平成27年3月3日に「評価報告書」を確定し、理事長に提出しました。この「評価報告書」は理事長名を付して、貴学科に送付するとともに社会に公表し、文部科学省および厚生労働省に報告します。

なお、この評価の経過は「4」評価のスケジュールのとおりです。

2) 「評価結果」の構成

貴学科に提示する「評価結果」は「Ⅰ．総合判定の結果」、「Ⅱ．総評」、「Ⅲ．『中項目』ごとの概評」、「Ⅳ．提言（1）助言、（2）改善すべき点」で構成されています。

「Ⅰ．総合判定の結果」には、貴学科の薬学教育プログラムを「評価基準」に基づき、13の『中項目』について評価した結果、総合的にその「評価基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ．総評」には、貴学科の理念に基づいた教育研究上の目的の達成状況を示し、その上で、長所・特長、問題点等を記しています。

「Ⅲ．『中項目』ごとの概評」には、1～13までの『中項目』ごとに『中項目』にある【基準】・【観点】に対する充足状況について整理し、長所と問題点を含めて記しています。

「Ⅳ．提言」は、「（1）助言」、「（2）改善すべき点」で構成されています。「（1）助言」は、貴学科の理念に相応しい教育研究上の最低要件は満たしているものの、更なる教育研究上の目的を達成するために一層の改善努力を促すために提示するものです。義

務として改善報告書の提出を求めるものではありませんが、改善・改革の努力が求められるもので、その対応は貴学科の判断に委ねられ、本評価では対応状況の報告の提出が求められます。一方、「(2) 改善すべき点」は、薬学教育プログラムとして最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分でないという事項に対し、貴学科に義務的に改善を求めるものです。なお、本評価においては、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を「改善報告書」として取りまとめ、本機構が提示した日までに提出することが必要となります。

今回提示した各指摘は、貴学科からの「自己点検・評価書」および「基礎資料」を基にした書面調査および訪問調査の結果から導かれたもので、「自己点検・評価書」作成時を評価基準時とするため、必ずしも貴学科の最新動向を踏まえたものとは言えないかもしれませんが、前述の「意見申立て」の機会を設け、可能な限り実態に即するよう留意しました。

3) 提出資料一覧

(調書)

自己点検・評価書

薬学教育評価 基礎資料

(添付資料)

- ◇ 薬学部パンフレット
- ◇ 学生便覧
- ◇ 履修要綱（本学はシラバスに含まれる）
- ◇ 履修科目選択のオリエンテーション資料
- ◇ シラバス
- ◇ 時間割表（1年分）
- ◇ 入学志望者に配布した学生募集要項
- ◇ 岐阜薬科大学 HP

(<http://www.gifu-pu.ac.jp/president/president02.html>)

本学の理念と目標

◇ 岐阜薬科大学学則

◇ 岐阜薬科大学 HP

(<http://www.gifu-pu.ac.jp/top.html>)

トップページ

◇ 大学案内 2013

◇ 薬学教育（6年制）第三者評価「自己評価 21」自己評価書

◇ 大学認証評価点検・評価報告書（2013年度）

◇ 自己点検・評価に関する申し合わせ

◇ 平成 25 年度学内委員会名簿

◇ 平成 24 年 6 月 27 日教授総会資料

◇ 岐阜薬科大学 HP

(http://www.gifu-pu.ac.jp/educate/educate01_1.html)

教育 薬学科

◇ 岐阜薬科大学 HP

(<http://www.gifu-pu.ac.jp/student/index.html>)

在校生の方へ

◇ 岐阜薬科大学 HP

(<http://www.gifu-pu.ac.jp/educate/educate00.html>)

教育 グリーンファーマシーを基盤とする教育について

◇ ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 HP

(<http://www.gifu-uc.jp/daigakusei/tango/index.html>)

◇ ネットワーク大学コンソーシアム岐阜平成 25 年度前後学期受講学生人数

◇ 平成 25 年度 1 回生 早期体験実習 前期予定

◇ 科目系統図（物理化学系）

◇ 科目系統図（医療薬学系）

- ◇ 平成 25 年度実践社会薬学講義スケジュール
- ◇ 平成 25 年度附属薬局リカレント講座スケジュール
- ◇ 平成 25 年度附属薬局リカレント講座特別講演の案内
- ◇ 平成 25 年度市民健康まつりスケジュール
- ◇ 平成 25 年度早期体験学習アンケート(学生・指導薬剤師・教員)
- ◇ 平成 25 年度病院見学アンケート (学生)
- ◇ 平成 25 年度講義アンケート「実践社会薬学」
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/student/student02-4.html>)
科目目標と到達目標
- ◇ 初回授業時の到達目標の提示(例)
- ◇ 科目系統図 (英語)
- ◇ 科目系統図 (天然物・有機化学系)
- ◇ 科目系統図 (生物系)
- ◇ 科目系統図 (衛生薬学系)
- ◇ 実務実習事前学習のスケジュール
- ◇ 実務実習直前講習の依頼状
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://info.gifu-pu.ac.jp/osce/>)
事前学習用ビデオ
- ◇ 平成 25 年度後期試験時間割 (医療コミュ、医薬品情報演習)
- ◇ 平成 25 年度薬剤学実習評価手順
- ◇ 平成 24 年度共用試験結果の公表 (ホームページ)
- ◇ CBT を行う講義室と CBT トライアルの様子
- ◇ 平成 25 年度 OSCE 実施要項 (抜粋)
- ◇ 実務実習における抗体検査・ワクチン接種実施・保険加入証明書
- ◇ 第 1 回教員説明会資料 (訪問割り当て)

- ◇ 守秘義務に関する誓約書
- ◇ 岐阜県薬剤師会および岐阜県病院薬剤師会研修会における学生による実習発表
- ◇ 岐阜薬科大学実務実習連絡会
- ◇ 薬学科卒業論文発表会プログラム
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/openeducate/oe04-1.html>)
教育情報の公表（入学者に関する受け入れ方針）
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(http://www.gifu-pu.ac.jp/img/imgapplicant/bosyu_tokusenA.pdf)
(http://www.gifu-pu.ac.jp/applicant/bosyu_tokusenB.pdf)
特別選抜学生募集要項推薦入学A・B
- ◇ 岐阜薬科大学入学者等調査
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(http://www.gifu-pu.ac.jp/educate/educate01_1.html)
薬学科学位授与方針
- ◇ 岐阜薬科大学保健管理センター規程
- ◇ 岐阜薬科大学学生委員会規程
- ◇ 「学生協議会」や「大学院生教授協議会」の内容を示す資料
- ◇ 岐阜薬科大学学則細則
- ◇ 自由記述アンケートの実施要領
- ◇ 岐阜薬科大学教員数
- ◇ 岐阜薬科大学教員選考規程
- ◇ 岐阜薬科大学における教員の任期に関する規程
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/president/president07-3.html>)
「任期制に基づく教員の総合的業績審査」の審査結果ホームページ
- ◇ 岐阜薬科大学教員選考細則

- ◇ 平成 25 年度岐阜薬科大学紀要
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/educate/educate03.html>)
医療人 GP
- ◇ 岐阜大学と岐阜薬科大学との連携に関する協定書
- ◇ FD 講演会講師一覧
- ◇ 平成 25 年度オリエンテーション
- ◇ 岐阜薬科大学処務規則
- ◇ 岐阜薬科大学 校地、校舎、講義室・演習室等の面積
- ◇ 岐阜薬科大学附属薬局規程
- ◇ 岐阜薬科大学薬草園規程
- ◇ 岐阜薬科大学子ノ原川島記念演習園規程
- ◇ 岐阜薬科大学附属図書館規程
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/coop/coop01.html>)
知的財産ポリシー
- ◇ 岐阜薬科大学と独立行政法人医薬品医療機器総合機構との教育研究についての連携・協力に関する協定書
- ◇ 岐阜健康長寿・創薬推進機構 HP
(<http://www1.gifu-u.ac.jp/~kenkou/topics.html>)
岐阜健康長寿・創薬推進機構トップページ
(<http://www.gifu-u.ac.jp/view.rbz?cd=1375>)
岐阜健康長寿・創薬推進機構に関する覚書調印式
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(http://www.gifu-pu.ac.jp/info/info04_3.html)
岐阜医療系大学地域連携協議会
- ◇ 岐阜県大学薬剤師協議会名簿

- ◇ 岐阜県薬剤師会での活動内容
- ◇ 平成 25 年度市民公開講座募集要項
- ◇ 平成 25 年度薬剤師生涯教育講座募集要項
- ◇ 平成 25 年度附属薬局リカレント講座募集要項
- ◇ 平成 25 年度後期中日文化センター大学連携特別講座名古屋会場募集要項
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/english/menu01.html>)
英文ページ
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/itn/index.html>)
国際交流
- ◇ 日中学術交流講演会の案内
- ◇ 日中学術交流・学生交流会の案内
- ◇ 中国姉妹大学への学術交流訪中団同行学生募集案内
- ◇ 国際交流セミナーおよび講演会の案内
- ◇ 岐阜薬科大学自己点検・評価委員会規程
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/president/president06-3.html>)
大学認証評価結果(2006 年度)
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/president/president09.html>)
薬学教育 (6 年制) 第三者評価「自己評価 21」
- ◇ 岐阜薬科大学 HP
(<http://www.gifu-pu.ac.jp/president/president06-3.html>)
大学認証評価 (大学基準協会, 2014 年度)
- ◇ 「任期制に基づく教員の総合的業績審査」の調書書式
- ◇ 大学院学生数の推移

- ◇ 岐阜薬科大学リサーチ・アシスタント取扱規程
- ◇ 岐阜薬科大学学生アシスタント取扱規程
- ◇ RA、TA、SA 実績一覧表
- ◇ 学則等改正案と自己点検評価委員会議事録、教授会議事録、教授総会議事録
- ◇ 試験成績「点数分布表」等の資料作成要領、自己点検評価委員会議事録、教授総会議事録

4) 評価のスケジュール

貴学科の薬学教育プログラム評価を以下のとおり実施しました。

平成25年 1月18日 日本薬学会長井記念館会議室において、貴学科より担当者2名の出席のもと本評価説明会を実施

平成26年 4月10日 貴学科より調書の草案の提出。機構事務局は内容を確認

4月30日 機構事務局より貴学科へ草案の確認終了を通知

5月12日 貴学科より「薬学教育評価申請書」の提出。機構は貴学科へ受理を通知

5月22日 貴学科より評価資料（調書および添付資料）の提出。各評価実施員へ評価資料を送付、評価実施員は評価所見の作成開始

～7月22日 評価実施員はWeb上の薬学教育評価管理システムに各人の評価所見を入力。主査はWeb上の各実施員の評価所見を基に「評価チーム報告書案」の素案を作成

7月28日 評価チーム会議を開催し、Web上で共有した主査の素案をもとに「評価チーム報告書案」を作成

8月12日 評価チームは「評価チーム報告書案」を機構事務局へ提出。機構事務局より貴学科へ「評価チーム報告書案」を送付

9月3日 貴学科より機構事務局へ「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」の提出。機構事務局はその回答を主査へ通知

9月19日 評価チーム会議を開催し、貴学科からの「評価チーム報告書案に対す

る確認および質問事項への回答」を検討し、訪問時の調査項目を確認

- 10月6・7日 貴学科への訪問調査実施
- 11月17日 評価チーム会議を開催し、「評価チーム報告書」を作成
- 11月12日 主査会議を開催し、「評価報告書（委員長案）」の素案の作成
- 12月1日 評価委員会を開催、「評価報告書（委員長案）」を検討後、承認
- 12月22日 評価委員会を開催し、承認された「評価報告書（委員長案）」を決定
- 平成27年1月8日 評価委員会委員長・副委員長会議を開催し、決定された「評価報告書（委員長案）」を、最終的に文言を整え「評価報告書（委員会案）」
大学送付版を作成
- 1月9日 「意見申立て」のため、貴学科に「評価報告書（委員会案）」を送付
- 1月29日 貴学科より「意見申立書」を受理
- 2月6日 評価委員会を開催し、意見申立てに対する「回答書」を決定
- 2月20日 評価委員会を開催し、回答書を反映させた「評価報告書原案」を作成
- 2月23日 貴学科へ意見申立てに対する「回答書」を送付
- 2月24日 「評価報告書原案」を総合評価評議会へ提出
- 3月3日 総合評価評議会を開催し、「評価報告書」を決定
- 3月10日 「評価報告書」を貴学科へ送付